

平成25年第2回にかほ市議会定例会会議録（第5号）

1、本日の出席議員（ 18 名 ）

1 番	村 上 次 郎	2 番	竹 内 睦 夫
3 番	佐々木 弘 志	4 番	伊 東 温 子
5 番	鈴 木 敏 男	6 番	宮 崎 信 一
8 番	佐々木 正 明	9 番	小 川 正 文
10 番	市 川 雄 次	11 番	菊 地 衛 三
12 番	池 田 甚 一	13 番	奥 山 収 三
14 番	竹 内 賢	15 番	加 藤 照 美
16 番	伊 藤 知	17 番	佐 藤 元
18 番	齋 藤 修 市	19 番	佐 藤 文 昭

1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

7 番 飯 尾 明 芳

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 金 子 勇 一 郎 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之
副 主 幹 佐 々 木 孝 人

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	森 鉄 也
市 民 福 祉 部 長	細 矢 宗 良	産 業 建 設 部 長	佐 藤 正
教 育 次 長	武 藤 一 男	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	柳 橋 稔	会 計 管 理 者	須 藤 金 悦
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆	防 災 課 長	須 田 一 治
生 活 環 境 課 長	小 松 幸 一	子 育 て 長 寿 支 援 課 長	齋 藤 美 枝 子
福 祉 課 長	佐 藤 次 博	農 林 水 産 課 長	伊 東 秀 一
商 工 課 長	佐 々 木 敏 春	観 光 課 長	佐 藤 均
産 業 建 設 部 管 理 課 長	竹 内 規 悦	建 設 課 長	佐 藤 信 夫
教 育 委 員 会 総 務 課 長	齋 藤 義 行	学 校 教 育 課 長	高 野 浩
社 会 教 育 課 長	齋 藤 栄 八	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	浅 利 均
文 化 財 保 護 課 長	金 道 博		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第5号

平成25年3月11日（月曜日）午前10時開議

- 第1 報告第1号 専決処分の報告について（専決第1号）
- 第2 議案第5号 にかほ市情報公開条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第6号 にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第7号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第8号 にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第9号 にかほ市地域振興基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第10号 にかほ市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第11号 にかほ市立金浦中学校施設整備基金条例を廃止する条例制定について
- 第9 議案第12号 にかほ市勢至公園環境整備基金条例を廃止する条例制定について
- 第10 議案第13号 にかほ市観光振興基金条例制定について
- 第11 議案第14号 にかほ市新産業支援センター条例制定について
- 第12 議案第15号 にかほ市象潟公会堂条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第16号 にかほ市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第17号 にかほ市立図書館条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第18号 にかほ市B & G海洋センター条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第19号 にかほ市新型インフルエンザ等対策本部条例制定について
- 第17 議案第20号 にかほ市介護実習室条例を廃止する条例制定について
- 第18 議案第21号 にかほ市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準等を定める条例制定について
- 第19 議案第22号 にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第23号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正について
- 第21 議案第24号 債権の放棄について
- 第22 議案第25号 市有財産の無償譲渡について
- 第23 議案第26号 市有財産の無償譲渡について
- 第24 議案第27号 にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて
- 第25 議案第28号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第26 議案第29号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第27 議案第30号 平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について
- 第28 議案第31号 平成24年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）について

- 第29 議案第32号 平成24年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）
について
- 第30 議案第33号 平成24年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第31 議案第34号 平成24年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第32 議案第35号 平成24年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第33 議案第36号 平成24年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）について
- 第34 議案第37号 平成24年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第35 議案第38号 平成25年度にかほ市一般会計予算について
- 第36 議案第39号 平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について
- 第37 議案第40号 平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について
- 第38 議案第41号 平成25年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第39 議案第42号 平成25年度にかほ市簡易水道特別会計予算について
- 第40 議案第43号 平成25年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について
- 第41 議案第44号 平成25年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第42 議案第45号 平成25年度にかほ市ガス事業会計予算について
- 第43 議案第46号 平成25年度にかほ市水道事業会計予算について
- 第44 議案第47号 平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告及びその
承認について（専決第2号）
- 第45 議案第48号 にかほ市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改
正する条例制定について
- 第46 一般会計予算特別委員会の設置
- 第47 議案及び陳情の付託
- 第48 議提第1号 にかほ市議会政務活動費の交付に関する条例制定について

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤文昭君） 7番飯尾明芳議員より、体調を崩したそうですので、今日欠席の旨、届出て
おります。これを許可しております。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおり

です。

また、一般質問の際の答弁について、総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。総務部長。

●総務部長（森鉄也君） おはようございます。3月5日の鈴木敏男議員の一般質問に対する答弁の中で、避難路等の整備状況について、平成24年度での計画9ヵ所あるわけですが、用地交渉が整わない1件を除きまして、本年度の完成の予定と申し上げておりました。正確には、関係地域との協議が長引いた関係で、発注が1月中旬となりまして、年度内の完成が見込めないということで、今回の議案第30号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）の繰越明許費に含めて計上させていただいておりますので、完成は平成25年度になりますので、さきの発言を訂正させていただきたく、お願い申し上げます。（該当箇所訂正済み）

●議長（佐藤文昭君） これから本日の日程に入ります。

日程第1、報告第1号専決処分の報告について（専決第1号）の報告1件、日程第2、議案第5号にかほ市情報公開条例の一部を改正する条例制定についてから日程第45、議案第48号にかほ市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例制定についてまでの議案44件、計45件を一括議題とします。

これから報告及び議案についての質疑を行います。

質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は自席で行ってください。

初めに、報告第1号専決処分の報告について（専決第1号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで報告第1号の質疑を終わります。

次に、議案第5号にかほ市情報公開条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第5号についての質疑を終わります。

次に、議案第6号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

通告がありましたので発言を許します。5番鈴木敏男議員。

●5番（鈴木敏男君） 議案第6号のこの本議案は、スポーツ推進委員及び母子自立支援員等の報酬額を整備し、さらには新たに鳥獣被害対策実施隊員を加え、その報酬を定める条例改正でございます。この鳥獣被害対策実施隊員の目的、あるいは任務、また、人員等をお伺いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 御質問の、初めに鳥獣被害対策実施隊の設置に至った経緯につきまして御説明いたします。

鳥獣による農林水産業等にかかわる被害の防止のための特別措置に関する法律（通称 鳥獣被害

対策特措法)が平成24年3月31日に改正されまして、6月30日から施行されております。この法律改正は、鳥獣による被害が深刻化し、これを緊急な課題ととらえまして、農林水産大臣が基本方針を策定し、市町村による被害防止計画の作成を促進するもので、あわせて駆除を実施する担い手の人材確保を目的としております。

市では、にかほ市鳥獣被害防止計画を平成25年4月施行に向け準備をしているところでございますが、対象鳥獣の捕獲体制として、にかほ市鳥獣被害対策実施隊を設置することとしております。

御質問の鳥獣被害対策実施隊の目的、任務につきましては、鳥獣被害防止計画で対象としております鳥獣(ツキノワグマ、カモ、カラスなど)の捕獲及び被害等の情報収集を行い、被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するものであります。

また、人員につきましては、にかほ地方連合猟友会の会員を中心に30名以内で構成するものでございます。以上です。

●議長(佐藤文昭君) 鈴木敏男議員。

●5番(鈴木敏男君) この隊員を置くことになった背景、あるいはそれまでの経過ということとは分かりました。

実はこの条例の最後に別表がついていまして、この別表を見ますと、例えば交通指導員とか防犯指導員、こういった方々も特別職員ということで載っております。そして同時に、例えばこのにかほ市交通指導隊員に関するものにつきましては条例が制定されているわけでございます。したがって、この鳥獣被害対策実施隊には条例化というのは必要がないのかどうかお尋ねいたします。

●議長(佐藤文昭君) 総務部長。

●総務部長(森鉄也君) この鳥獣被害対策実施隊員につきましては、法律——先ほどの鳥獣被害対策特措法からきておりまして、この隊員の身分等は地方公務員法、その他の関係法令の規定に基づき、非常勤の公務員ということで被害防止対策に係る活動に対する報酬が支給されるということになってございます。したがって、先ほど申しましたにかほ市鳥獣被害防止計画を4月から施行するわけですが、いずれにしても規則を制定しておりますので、それに従ったものとなっております。

●議長(佐藤文昭君) これで議案第6号についての質疑を終わります。

次に、議案第7号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてから議案第11号にかほ市立金浦中学校施設整備基金条例を廃止する条例制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長(佐藤文昭君) 質疑なしと認めます。これで議案第7号から議案第11号までの質疑を終わります。

次に、議案第12号にかほ市勢至公園環境整備基金条例を廃止する条例制定についての質疑を行います。

通告がありましたので発言を許します。14番竹内賢議員。

●14番(竹内賢君) 議案第12号のにかほ市勢至公園環境整備基金条例を廃止する条例制定につ

いてですが、通告してありますように、勢至公園についてはまちづくり交付金事業で整備をしてきました。最終事業費見込みとして2億6,700万円と私たちに配付された資料ではなっていますが、平成24年度終了時の事業費見込み額について、今、資料も渡されていますが説明をお願いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは、お答えいたします。

お配りしております資料に基づきまして説明いたします。

まちづくり交付金事業で勢至公園周辺整備の事業費の実績見込み額は、表の中段になりますが、勢至公園周辺整備事業が、これが竹島潟周辺の駐車場、あるいは広場、護岸等の整備に当たるものでありまして、事業費は2億4,983万2,000円となっております。また、このほかに勢至公園関係では、中段よりちょっと下目になりますけれども、勢至公園水辺環境創造事業の観音潟のアオコ対策工事、こちらが6,577万3,000円と一番下の桜の木市民植樹300万円が含まれます。合わせまして3億1,860万5,000円となる見込みです。以上です。

【14番（竹内賢君）「はい、分かりました。」と呼ぶ】

●議長（佐藤文昭君） これで議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号にかほ市観光振興基金条例制定についての質疑を行います。

通告がありましたので発言を許します。14番竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 議案第13号にかほ市観光振興基金条例制定についてです。

第6条の基金処分について、観光施設の整備等とは具体的にどういう施策を指しているのですか。また、誘客促進等観光振興にとは、観光協会に委託する事業等にもこの財源を充てることも考えられるんですか、伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは、お答えします。

最初に、具体的にはどういう施設を指しているのかでありますけれども、今まで基金を活用してきました温泉保養センターはまなすと道の駅象潟ねむの丘を初め観光目的で管理している施設となります。

次に、観光協会に委託する事業等にも財源を充てることを考えているかの質問でありますけれども、これまで施設改修等のために基金を財源として工事等を行ってまいりましたが、今後はハード・ソフト両面での有効活用ができるようにしたものであります。情報発信や観光人材育成、観光物産展等のイベントなど、さまざまな観光振興関連事業を想定しており、観光協会に委託する事業に充当することは今のところ考えておりません。

【14番（竹内賢君）「いいです。」と呼ぶ】

●議長（佐藤文昭君） これで議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号にかほ市新産業支援センター条例制定についての質疑を行います。

通告がありましたので順次発言を許します。14番竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 議案第14号にかほ市新産業支援センター条例制定についてです。

第2条の3施設ごとの第7条による算出される使用料について伺います。また、駐車場の土地使用料についても適用されるのか伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは、お答えします。

最初に3施設ごとの使用料ですけれども、にかほ市行政財産使用料徴収条例に基づき、建物使用料として算出することになります。

にかほ新産業支援センターの使用料は平成25年度の場合、年間479万167円になります。象潟支援センターの場合は、まだ工事が終わっていないので、想定額をもとに算出しますと、年間349万8,070円になる見込みです。また、釜ヶ台の支援センターは年間96万8,836円になる見込みです。これらの使用料につきましては、事業の立ち上げ時から安定するまで、当面、減免による支援措置を講じたいと考えております。

次に、駐車場の土地利用についても適用されるかの御質問でありますけれども、貸し工場や貸し事務所を提供し、企業立地における利便性を図る目的の新産業支援センター条例でありますので、ここで駐車場について取り扱うものではありません。ただ、駐車場に関しましては、現在、にかほ新産業支援センターの駐車場につきましては、八木電子向かいにありますJR側の駐車場を建物と同様に当面の間、無償で貸与したいと考えています。また、象潟新産業支援センターにつきましては、市役所の隣、旧プール跡地ですけれども、そちらを無償で貸与したいということで考えています。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 事業が安定するまでは減免措置を適用すると。事業の安定というのは、具体的にどういう状態を言うのですか。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） お答えします。コールセンターにつきましては、今、研修を1年間やるということもあわせて、例えば、仁賀保の場合ですと今年の11月末まで研修期間になります。ですから、12月以降については有料になるのかなということで今検討しているような状況です。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 今、仁賀保のコールセンターの場合は、何ていうかちょっと曖昧のような状態ですが、じゃあ釜ヶ台の場合はどういう状態の場合が事業の安定ですか。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 釜ヶ台の場合は、大変難しいところあるんですけれども、なかなかその、今一生懸命頑張っているんですけれども、まだちょっと安定にはいかない。ですから、今の、どこがその安定するかといいますと、ちょっとその区別がですね大変難しいのかなと我々は思っています。ですから、もうちょっと時間をちょっといただかないと、その安定したとはちょっと答えられないような状況にあります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、1番村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） この条例は誘致企業との関係で新しいものなので、今後の誘致企業、例えば土地を造成して企業を誘致するなどとは質が違うわけです。そういう意味で、今回この3カ所のセンターを条例化すると、こういうことの意義について基本的な考えをお尋ねします。

それから、これは建物を準備して入ってもらうというわけですが、例えば企業が退出していく、あるいは新しい企業が土地の造成を求めて入ってきたりというふうな、いろいろな場が想定されるわけです。そういうことについても検討されていることがありましたらお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） お答えします。最初、条例等の設置の意義でありますけれども、にかほ市にとって新規企業等による雇用の確保、あるいはその産業振興を推進する必要がありますが、これまでとは比較にならないほど大きいものとなっております。このことから、企業等に発生する負担を軽減する支援制度を整備し、新事業の創出、企業誘致の促進を図ることを目的に条例化するものであります。

また、市内の遊休施設を貸し工場、あるいは貸し事務所として有効活用することで、企業等における立ち上げまでの時間短縮と円滑な事業開始を求める企業ニーズに応えるものであります。

それから、廃校舎等以外の誘致企業等の関連をどのように想定しているかの御質問でありますけれども、新産業支援センター条例における施設の支援を受けて立地した場合と、そうでない場合があるかと思えます。本条例の適用対象となる事例が発生した場合に、新産業支援センターに空きがなく、その他貸し工場や貸し事務所の対象となる施設もない場合は、それぞれの個別に誘致条件を協議し支援内容等を今後決めるものと考えております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 今、TDK関連の事業所で仕事がなくなるということで、事業所を解体するということもあるし、あるいはそれを維持というか工場としては使わないけれども空けばなしになっていくということも考えられているわけです。したがって、今後、条件によっては民間の工場の建物等を検討しながら購入するということもあり得るのかどうか、もし検討していたらお答え願います。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 今後の課題ですけれども、そういうことは視野には入れています。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号にかほ市象潟公会堂条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。通告がありましたので発言を許します。14番竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 議案第15号にかほ市象潟公会堂条例の一部を改正する条例制定についてですが、改修によって安全と使いやすくなり、利用度が多くなります。次の点について伺います。

一つ目は、旧象潟ガス施設の解体が予定されています。駐車場整備について、どのようになりますか。

二つ目は、使用する場合の届が教育委員会のほか、近くの庁舎や公民館等でできるようになりま

すか。

三つ目は、近隣の町内会が利用していますが、この後、使用方法や使用料について検討されましたか伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育次長。

●教育次長（武藤一男君） 1点目、旧象潟ガス水道事業所施設の跡地を駐車場として整備してはどうかということですが、ガス水道局では平成24年度から平成26年度の3カ年でガスホルダー等を解体する予定で、平成24年度は事務所と機械棟を解体し、その跡地が今さら地となっております。象潟公会堂の利用可能人数に比較して駐車場スペースの絶対数は不足しておりますので、ガス水道局でガスホルダーなど撤去後に跡地利用計画がないとすれば、隣接地でもありますので、市の財産にした場合は利用者の駐車場として整備していきたいと考えております。

それから、2点目の使用する場合の届け出について、教育委員会のほかに近くの庁舎や公民館等でできますかということですが、利用者の利便性と3地域住民の公平な利用を第一義的に考慮し、そしてまた飛び込みで夜間でも利用できるように窓口業務を午後9時ころまで行っている3公民館が申請受付などを行うことで市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えています。

それから、3点目の隣接町内会の利用方法や利用料についての検討ということですが、生涯学習や芸術・文化の活動等での利用を優先とし、利用日が重複しない場合は町内会の利用は従来どおりと考えております。利用料については、3公民館では町内会の使用料については減免規定を設け免除しておりますので、これも従来どおり免除したいと考えております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 一つ目について、平成26年度までの撤去という計画で、今25、26、平成25年度のガス水道事業所の工事説明の中で、旧象潟ガス水道事業所の跡地と——跡地というか撤去と、それから旧金浦のホルダーについても撤去と、そういう計画が出されている説明がありましたので、終わった後じゃなくて、例えばガス事業所と話し合いをこれからもっていくという、そういうふう、できるだけ速やかにというそういう方法は考えられるのですか。

それから、三つ目の近隣の町内会の関係ですが、町内会館のかわりにですね、いわゆるそのほかのいろんな自治会とか自治会館が利用しているのと違って、その町内会が専用に公会堂を町内会館と同じように使っているわけですね。それでも今のような話で料金減免というようなものになるんですか。

●議長（佐藤文昭君） 教育次長。

●教育次長（武藤一男君） 1点目のガス水道局との協議ですけれども、まず平成26年度まで順次手前のホルダーから解体していくようです。それで、一応工事期間中については、やはり車の出入りが多いものですから、例えば演奏会とかいろいろあったときに、ちょっと支障になる場合はちょっとうまくないでしょうけれども、ただ、まず今、整地もされていますし、部分的に例えばいろいろなもので使われる場合については、ガス水道局と協議して、その日は使えるとか、そういうふうにして相談していきたいと思えます。

それから、一地区の自治会が占有している場合ということですが、回数についてはそんな

に数がないというふうを受けとめております。それで、実質、占用というか今言ったように数が少ないものですから、公民館のほうでも総会等で、まずいろいろ減免していますので、つまり利用が重複しない場合は免除という形で考えております。

●議長（佐藤文昭君） これでは議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号にかほ市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号にかほ市立図書館条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

通告がありましたので発言を許します。14番竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 議案第17号にかほ市立図書館条例の一部を改正する条例制定についてです。

これまでの経過の中で、条例改正後に開館時間など施行規則を見直すということですが、象潟の職員二人体制を求めたことに対して、教育長は「統一したときにそれに応じた職員配置になると思います」と答弁されております。どのように今回条例改正に当たって検討されたのか伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育次長。

●教育次長（武藤一男君） 図書館職員の配置について検討されたかという質問ですが、現在、4月1日の運用に向け、にかほ市立図書館の分館設置に伴う改正とサービスの向上を図るため、具体的な開館時間、それから休館日などの利用形態の規則等について、より多くの市民に利用されるよう配慮しながら見直し作業を進めているところです。

現在の職員体制であります。こびあは正職員1名、臨時職員常勤2名、土日対応の1名の計4名の職員となっております。それから、仁賀保図書室では臨時職員3名がローテーションを組んで一人体制で平日・土日にかかわらず勤務する体制となっております。それから、象潟公民館図書室は臨時の職員1名と土日対応としてシルバー人材センター3名がローテーションを組んで勤務しております。特に象潟の図書室の土日対応の職員体制については、十分なパソコン操作ができなく、利用者に御不便をおかけした経緯もあり、職員体制の見直しを図っております。象潟図書室は4月から常勤職員を1名そのままですが、この方は図書の司書、今、間もなく取得できるような方でございまして、今後も月曜日休みというふうにまず今4月以降考えているわけですが、これまでの月曜日・金曜日の出勤を火曜日から土曜日までの出勤体制とし、日曜・祝日対応の職員については、仁賀保図書室に勤務してございまして経験豊富な職員から対応していただくことから、これまで一部業務が十分に対応できなかった部分についても、常に熟練した職員が対応することで平日・土日にかかわらず、今後十分に利用者に対しての対応ができるような体制と考えております。

こびあについては、にかほ市立図書館の中心的施設を担っておりますので、引き続き現体制で対応してまいります。

仁賀保図書室は、3人体制をとっておりますが、実務経験も豊富で、象潟図書室へ協力しても図書業務運営がスムーズと考えております。

今後は、市内図書館、図書室、職員が一体になって、これまで以上に職員間の連携を密にしてサー

ビスの向上に向かってまいりたいと思います。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 今のお話を聞いていますと、象潟の図書館——いわゆる分館に4月1日からなるわけですが、これについてちょっとお伺いしたいんですが、今、司書を一生懸命勉強している方が臨時だけでも火曜日から土曜日までいると。そして日曜日と祝日については、今まで仁賀保にいたベテランの職員——職員ってこれも臨時だと思うんですが、配置をします。そういうふうにして、いずれにしろ、ずっと一人体制になるわけですね。これは言われたその二人体制とかそういうことでもっと充実させて、そして利用しやすいようにする。利用しやすいようにすることによって利用者は増えていく、そういう形になることを考えませんでしたか、二人体制とかということとは。

●議長（佐藤文昭君） 教育次長。

●教育次長（武藤一男君） まず一人体制、二人体制で何か問題点があるか、まずいろいろこれは教育委員会の中で調べてみました。まず、目が届かないのか、苦情があるのかなどいろいろ調べた結果、一人体制でも——今まで仁賀保の図書室は一人体制でずっとやってきまして、そういう問題点はなかったと。それから、ほかの例もいろいろ聞いてみましたけれども、一人体制でそんなにトラブルはなかったというふうにいるいろいろ総合的に判断して、今言った体制で進めたいと考えております。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 教育委員会としては、できるだけ図書司書を持っている人という方針は今まで何回も述べられておりました。したがって、例えば臨時であっても図書司書を勉強して取ったと、あるいは司書を持った人が入るといった場合の待遇のあり方について検討されましたか。

●議長（佐藤文昭君） 教育次長。

●教育次長（武藤一男君） 後でもまた質問に出てくると思うんですが、待遇についても資格があるからその金額がアップするとか、例えばサポーターでも教員免許、それから保育士の免許、いろいろ持っている方もおりますので、ほかのほうの図書館とかもいろいろ調べてみました。十分資格を持っている方を同じ待遇の立場でもやっていますので、これを特別に価格的に単価を上げるとか、そういうことは今のところ考えていません。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号にかほ市B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定について及び議案第19号にかほ市新型インフルエンザ等対策本部条例制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第18号及び議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号にかほ市介護実習室条例を廃止する条例制定についての質疑を行います。

通告がありましたので発言を許します。14番竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 議案第20号にかほ市介護実習室条例を廃止する条例制定についてですが、廃止する目的として、設置目的が果たされたということで民間に無償譲渡するというで廃止するというのですが、次の点について伺います。

1点目は、両施設の建設費と財源の内訳について。それから、これまでの利用実績について。それから、今後の介護実習等の実施方法について伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 両施設の建設費と財源についてです。象潟介護実習室の建設費は3,799万8,000円で、県補助金が3,799万7,000円です。金浦介護実習室の建設費は9,863万7,000円で、県補助金が9,221万6,000円、自主財源が642万1,000円となっております。

これまでの利用実績ですが、象潟介護実習室は平成14年2月から供用開始され、介護教室の開催は平成13年度が1回、平成14年度が7回、以後は年1回開催しているほか、福祉団体やボランティアの研修を行っております。また、平成21年度からは年1回、市の委託による介護教室事業を行っております。

金浦介護実習室は、平成12年4月から供用開始され、平成15年度までは転倒予防教室等を毎月四、五回開催しているほか、デイサービスのイベントやデイサービスの他事業所との交流会等の利用となっております。平成21年度からは象潟介護実習室同様、年1回、市の委託による介護教室事業を行っております。

今後の介護実習等の実施方法についてですが、譲渡契約には既定用途の継続規定を盛り込み、市からの委託事業の継続を義務づけますが、自主的な活動に対する制約は設けないこととしております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 一方、象潟のほうは3,799万円、金浦は9,863万円、今の使用内容ですが、両方とも設置目的ということで、いわゆる市のほうから介護実習とかそういうものを、具体的にこれをやってもらいたいとか、これをひとつお願いするとかということで、具体的な年間計画等そういうものを示して、そういうふうにして今の内容のような何ていうか使用状況になっているんですか。

それからもう一つは、そのほか両施設とも自分たちの施設に併用——何ていうか附属として使うものが今までは多かったんですか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、子育て長寿支援課長。

●子育て長寿支援課長（齋藤美枝子君） この事業の最初のころは、介護の目的ということでいろいろと事業を町と連携しながらやってきました。最初のころはそのようにやってきましたけれども、それ以降につきましては、その介護実習室を備えているその事業者の方で自分たちが自主的にやった事業もあれば、またこちらから委託した事業もあればということで行ってまいりました。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） この後いわゆる継続を義務づけるというような市民福祉部長のお話でしたが、その場合の使用料とかそういうものについて、例えば講習の費用等について市が負担して実施して

もらうと、そういう内容になるんですか。

●議長（佐藤文昭君） 子育て長寿支援課長。

●子育て長寿支援課長（齋藤美枝子君） 地域包括支援センターのほうで年1回、こちらの事業所、あるいは社会福祉協議会のほうとかということで介護実習の教室を設けてくださいということで委託しております。その中で介護者にかかわるものとか、介護される方にかかわる介護内容、こういうことで自分たちが企画する内容で結構ですので介護にかかわる事業をやってくださいということ委託するのをやっております。1回の事業につきまして現在のところは3万円で委託ということでやっていますので、平成25年度もそのように予算上げておりますけれども、その中で事業者のほうで考えながらやれるような内容にしております。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号にかほ市準用河川に係わる河川管理施設等の構造の技術的基準等を定める条例制定についての質疑を行います。

通告がありましたので順次発言を許します。14番竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 議案第21号にかほ市準用河川に係わる河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定についてであります。次の点について伺います。

資料いただきました。1点目は、市長が管理する準用河川と堰（可動堰についても）を具体的に説明、資料渡されていますので、この点について具体的に説明をお願いします。

2点目は、この条例により、技術的基準を定めたことによって市は体制を引き上げることが求められておりますか。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは、お答えします。

最初に、資料を配付しておりますので、これに基づいて説明いたします。

にかほ市で管理している準用河川というのは全部で19河川あります。内訳は、仁賀保が10河川、それから金浦が1河川、象潟が8河川となっております。

堰とは門扉などが無い堰で、水中に石積み、またはコンクリート構造物を設けて水をせきとめる施設を言います。

また、可動堰とは、門扉等の可動部を持つ堰のことで、流量を任意に制御し、洪水時には水を迅速に流下させることができる施設となっています。

これらの施設は上流部に水をためたり、用水路などへの取水を容易にするなど、水を計画的に分流するための施設であります。

次に、この条例によりまして市の体制を引き上げることが求められていますかの御質問でありますけれども、この条例は市が管理する準用河川を市で護岸整備する場合や橋を架ける場合、または農業施設等を設置する場合等に適用する技術的基準で、体制の引き上げなどを求めるものではありません。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 今、説明を受けましたけども、ちょっと分かりません。

一つは、準用河川ということで河川名があります。そして水系、その後に河川名等で、例えば阿部堂川と、そして下流橋が日本海合流点と、この19河川のうち例えば堰に当たるのは何とか、あるいは可動堰はどれだとか、具体的に分かるようにして説明いただけますか。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） まず、準用河川といいますのは、河川法に準用している川ということですので、にかほ市の場合ですと国と県の場合は一級河川、二級河川がありまして、市の場合はほとんど準用河川、要するに河川法に適用する河川ということになります。可動堰、堰なんですけれども、にかほ市にはございません。これはあくまでも今後、土地改良区等で、あるいは市の場合もそうなんですけれども、川をせきとめて水をほかに流入、取水するとか、そういう場合の基準でありまして、今ある例えば門扉とかってあるんです、土地改良区で管理しているものにつきましては。ただ、にかほ市で管理しているその門扉とか取水口、いわゆる大きく言いまして踏首工とかって、よく大きい川にせきとめる門、電動でやるタイプなんですけれども、ああいうものを指していまして、にかほ市にはそういうものはないということで、今後もしそういう設備等を設置する場合は、これに準じてやるということになります。

●議長（佐藤文昭君） 次に、1番村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 前議員の質問、答弁で分かりましたので省略します。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてから議案第29号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについてまでの8件の質疑を行います。質疑ありませんか。

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第22号から議案第29号までの質疑を終わります。

次に、議案第30号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）についての質疑を行います。

通告がありましたので順次発言を許します。14番竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 何点かお伺いします。

最初に、13ページの13-1-2福祉施設使用料116万円の減額補正についてです。説明ですと、午ノ浜温泉と象潟老人福祉センターの風呂が使われなくなったための減収でその減額補正ということですが、その両施設の風呂が使われなくなったということに対する利用者からの声と説明と対応をどのようにしてきたのか。

二つ目は、30ページの3-1-2老人福祉費の敬老式委託料100万円の減額補正について。去年も100万円の減額補正でした。今年度の減額理由について伺います。

また、上浜・上郷地区と象潟地区の敬老式会場の料理について問題があったとの声が私にも具体的に聞こえてきます。ありました。担当者に聞こえていますか、伺います。

38ページです。7-1-2商工振興費の共同受注システム管理委託料214万円の減額補正について。リース料の減と説明ありましたが、当初予算335万5,000円です。事業終了の作業のめどはついてますか、伺います。

39ページ、8-2-3道路橋梁新設改良費の市道新設改良等工事費3億2,622万円について、資料もいただきましたが、事業内容と工事費の一覧について説明を求めます。

42ページです。10-1-5教育研究所費の教育指導員報酬102万円の減額補正についてです。教育研究所費は平成24年度に新目になったものです。当初予算427万4,000円です。算数・数学、理科教育に力を入れるというふうにして言われていました。平成25年度予算にも非常勤講師費として419万8,000円計上されています。減額の理由としては、二人しか確保できなかったということですが、報酬額や勤務条件など、詳細について伺います。

43ページです。10-2-1学校管理費の学校耐震化・改修工事費3,313万1,000円について。改修工事にトイレの洋式化が挙げられています。市内の小・中学校のトイレの現状と、今後、洋式化を推進する方針ですか。子供たちや保護者の声を聞いているのか伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 13ページ、13-1-2の福祉施設使用料116万円減額です。お風呂が使用できなくなった期間ですが、午ノ浜温泉はボイラーの故障のために1月23日から31日までの9日間、象潟老人福祉センターは浴場等の水質検査のために9月27日から休んでいましたが、大腸菌が検出されているため引き続き検査を実施し、最終的に浴場閉鎖をしたものです。

説明と対応等についてですが、午ノ浜温泉については急であったことや期間が短かったために、施設への貼り紙やホームページで周知したところですが、象潟老人福祉センターについては、施設への貼り紙や市のホームページ、広報への掲載のほか、社会福祉協議会では窓口での説明や福祉だよりに掲載し、事前購入券の返金も含めて周知しております。

また、1月25日に開催された象潟支部老人クラブ新春ふれあい交流会の場でも浴場閉鎖までの経緯等を説明しております。

30ページ、3-1-2老人福祉費の敬老式委託料100万円の減額です。予算見積り時の敬老対象者数は5,038人で、出席者はその33%を見込んでおりました。実際、案内状を出す8月になりまして敬老対象者を再調査したところ4,841人ということでした。出席人数は1,178人で24.3%となっております。高齢者のほか、金婚者、来賓、民生児童委員等も参加しているわけですが、減額した理由については、予算見積り時に出席予定人数を3分の1と多めに見ていたことや敬老者の当日の欠席者が94人と多かったこと、また、参加申込者も前年より142人も減っていたことによるものです。

また、敬老式の料理に問題があった件ですが、上郷・上浜地区の敬老式宴会時に、一部の折詰の煮物について傷んでいるのではないかという声がありました。そのため、すぐにホテル側に指摘し確認してもらいました。欠席者等の折詰を確認してもらったわけですが、問題ないという回答でした。当日の料理手順等を確認し、厳重注意をするとともに、次の日については調理後の品質管理を徹底するよう指導し、改善をしております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 38ページ、7款1項2目ですけれども、当初予算には共同受注事業の補助事業終了後に発生する検査機器のリース料として、補助事業終了後に発生する手形管理業務に対する人件費を計上したものであります。不用額214万円は、共同受注事業に参画した企業が企業間

で協議した結果、リース契約を継承することになったためリース料が不用になったものです。これで共同受注事業の事務処理等は、すべて終了しております。以上です。

それから39ページでありますけれども、8款2項3目、お配りしました資料に基づいて説明いたします。

全部で事業は三つあります。最初の1番は市道の舗装補修工事、オーバーレイでありますけれども、臨港線、これは象潟であります。延長が600メートル、1,122万円を見込んでおります。それから、2番目として防雪柵の設置工事としまして、水岡横岡2号線364メートル、大森水岡線652メートル、合わせまして1億500万円を見込んでおります。3番目としまして、橋梁補修工事、唐戸大橋の下部工の補修及び上部工撤去・架け替え、延長27.9メートル、2億1,000万円を見込んでおります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育次長。

●教育次長（武藤一男君） 42ページの10款1項5目非常勤講師の報酬や勤務条件についてですが、教育指導員については非常勤講師設置要綱を定めております。その中で服務については、おおむね週三日とし、勤務時間を午前9時から午後4時までとしております。一週間の指導時間割を策定し、勤務日は勤務状況整理簿を提出していただいております。報酬額ですが、一日6時間勤務で報酬日額を定め、勤務日数に基づいて支給しておりますが、平成24年度の最大の支給額は10万2,000円となっています。予算的には、当初、夏休みなど長期休業中も補修、それから発展学習等の指導が行えるよう12ヵ月分の予算を組んでおります。しかし、指導員1名の報酬減や長期休業中の各校からの要望が少なかったことから不用額が生じたものです。

今年度は、この人数で動ける範囲、つまり例えば、おおむね週三日というところを四日も出たいただいて活動していただきました。来年度は算数・数学をもう一人増やして、各校からの要望に十分応え、子供たちの学力向上を発揮してもらいたいと思っています。

次に、10款2項1目、市内の小・中学校のトイレの現状と今後、洋式化を推進する方針ですかと、それから子供たちや保護者の声を聞いていますかということですがけれども、今回、屋外を含めた、グラウンドも含めた現状について確認しました。小・中学校10校でトイレ、いわゆる大便器の数が391ヵ所あります。そのうち洋式になっているのは44%の172ヵ所であります。20年以上前の建物では建築当初はほとんどが和式トイレでありました。その後の大規模改修の際には3分の1程度の洋式化に切り替えたり、近年の建物では、ほとんどを洋式タイプにしたりしております。学校やPTAからの要望は出されていませんが、実際には下水道、農業集落排水が整備され、各家庭でもトイレの洋式化は進んでいると思われれます。詳細な実施調査を行い、学校などの意見を聞きながら、今後、洋式化事業の必要性についての計画を検討してまいりたいと思います。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 一つ目、福祉施設の使用料の減免の関係について、説明を受けましたけれども、利用者からの具体的な声というものがありませんでしたので、こういう声がありましたよということがありましたら伺います。

それから、敬老式の委託料の関係は、去年も決算の際に言った経過があると思うんですけれども、こういうことについて今の対象者、あるいは出席内容、こういうものについて内部で、何ていうか、

もっとうこういう方法とかという検討はされていませんか。

それから、42ページの関係で、教育指導員の報酬の関係ですが、私、二人しか確保できなかったという説明だったと思うんですが、今の説明とちょっと違うかなと思ったんですが――。例えば、確保できなかった人数については、他市・町との競合関係とか、あるいは報酬の関係とか、そういう待遇面とか、そういうことで確保できなかったというのですか。あるいは、資格を持っている人方がこの近辺にいなかったということなんですか、その辺について伺います。

●議長（佐藤文昭君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 象潟福祉センターについての市民からの要望等ということですが、問い合わせ関係は、いつから再開するのかという問い合わせは社会福祉協議会、あるいは子育て長寿支援課のほうにも何回か来ております。それ以上のことでは、確か竹内賢議員のほうから子育て長寿支援課のほうに、バスでも出せないのかというような照会もあったと伺っております。それについては検討した結果、そこまでする必要はないだろうということでの対応でございます。

あと、敬老式の委託料関係については、予算査定時に前年度の実績も踏まえていろいろ協議した結果、少しはやはり多めに見ておいたほうがいいんじゃないかということで、事前に希望を取ってから予算をつけるものではないものですから、そういうことで財政と協議をしながら計上しているものでございます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

●教育長（渡辺徹君） 非常勤講師の件であります。これについては誰でもいいというものではないんですよ。ですから、実はそのやめた先生は、にかほ市内にはほとんどいないんです。みんな由利本荘市からお願いしています。したがって、その兼ね合いがあるものですから、なかなかその見つからない場合もあります。そういうことで、来年度は何とかそれを確保しようということで現在動いて、何とかかなりそうでありますので、来年度は3人体制でいきたいと、そのように思っています。

【14番（竹内賢君）「はい、分かりました。」と呼ぶ】

●議長（佐藤文昭君） 次に、5番鈴木敏男議員。

●5番（鈴木敏男君） 同じく議案第30号でございます。

41ページです。あるいは聞き漏らした点もあったかもしれませんが、災害対策費について伺います。

9-1-5の13節の委託料及び15節の工事請負費に避難関係などの委託料や工事費があります。この内容の説明を求めます。

同じく9-1-5に集会施設耐震改修補助金の600万円の減額があります。当年度の予算が930万円でございましたから、結果的には330万円だけの助成金であったようです。説明では、2集落でしか改修が行われなかったような説明でございましたけれども、平成24年度における申し込みがどのような状況であったのかお伺いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 初めに、今回の補正につきましては、国の大型補正に伴う平成25年度事業の前倒しによるものでございます。1月15日に開催しました予算説明会後の津波浸水想定見直し説明会のときにお渡ししました図面にも記載されている事項でございます。

それでは、御質問の13節委託料330万円でございます。予算書の上から順に申し上げます。津波避難路及び避難場所150万円、それから防災行政無線150万円、それから備蓄倉庫の設計管理の委託料等で50万円でございます。

それから、15節の工事請負費1億1,619万3,000円が総額になってございますが、これも上から順番にいきますと、避難施設整備工事としまして津波避難路、避難場所の整備工事を12カ所5,169万3,000円、防災情報伝達施設工事といたしまして防災行政無線増設工事を6カ所の3,000万円、異常気象観測及び監視施設整備工事といたしまして、異常気象観測については観測所を金浦防災コミュニティセンターのところに設置すると。それから——訂正いたします。異常気象観測施設については象潟に1カ所、それから、監視施設整備工事については、これは津波の監視カメラでございますが、現在、金浦漁港に1基設置してございますが、もう2カ所、象潟、仁賀保にも設置するというので、異常気象観測と津波監視カメラ、合わせまして3カ所の2,500万円、それから災害時援助施設整備工事、これは防災備蓄倉庫の関係でございます。1カ所1,150万円という内容でございます。

続きまして、集会施設耐震改修補助金の関係でございます。集会施設耐震改修補助金につきましては、平成22年度から事業を開始しております。御承知のように昭和56年5月31日以前の耐震基準により建築され、耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の自治会館が対象施設となっております。補助率は、耐震補強設計が耐震設計費用の3分の2、これは上限が6万円でございます。また、耐震改修工事に関する補助は、補強工事費用の3分の2、補助上限が300万円となっております。

実績でございますが、平成22年度は補強設計が2件、平成23年度は同じく補強設計が4件、平成24年度は同じく補強設計が4件、耐震工事が1件となっております。

今回の減額補正の理由でございますが、平成24年度予算は補強設計が5施設分、耐震改修工事が3施設分、予算上見てございましたが、耐震工事を実施した自治会館が1施設だったために600万円を減額したものでございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 鈴木敏男議員。

●5番（鈴木敏男君） ただいま平成22年からのいろいろ実績報告いただきましたけれども、自治会館を見回しますと、結構古い会館が多いのかなというふうに見受けているんですが、そういうことから考えますと、申し込みが何でこんなに低いのかなというふうな思いがあるんですが、そういう面をどういうふうな感じで捉えられておりますでしょうか。また、この対策等もありましたらお伺いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 申し込みが非常に少ないわけでございますが、一つはこの工事費が結構かさむということでございます。それにつきまして先ほど申しました補助率を従来の3分の1から、平成24年度からでございますが、補強工事に関しては従来補助上限が100万円となっていたものを300万円にかさ上げして奨励を図っているわけでございますが、なかなかその自治会の予算の都合

と申しますか、そういう関係もございまして、なかなか手を挙げたものの着工に至らないというものもございまして、その辺のところはこれから各自治会でも計画的にやっていただけるように連携を図ってまいりたいと思います。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号平成24年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）についてから議案第37号平成24年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの7件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第31号から議案第37号までの質疑を終わります。

所用のため、20分まで休憩といたします。

午前11時11分 休 憩

午前11時21分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第38号平成25年度にかほ市一般会計予算についての質疑を行います。

通告がありましたので順次発言を許します。14番竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 39ページです。20-5雑入の芝生管理委託金300万円についてであります。TDKサッカーグラウンド2面の管理を委託されるものですが、166ページに保健体育費の施設管理委託料1,552万4,000円計上されています。昨年の予算は1,016万円です。計上された屋外運動施設ごとの施設管理委託費について伺います。

二つ目は68ページ、3-1-1福祉施設検討委員会報償費24万円について。象潟老人福祉センターを建て替えるための検討委員会ということですが、提起する基本的な施設環境や内容と機能について、どのように考えているのか伺います。

79ページ、3-3-1生活保護就労支援員報酬74万5,000円についてですが、この制度は新しい制度のようですが、支援員になるための基準や研修や就労人数の目標等があるのですか。制度の内容について伺います。

88ページ、4-1-5スマイル改修工事費850万円についてですが、昨年度も改修工事費500万円措置しています。施設全体の——「の」が二つありますから一つ消してください——点検がされているのですか、伺います。

92ページ、4-2-2各種ごみ収集運搬業務委託料1億1,200万円とごみ焼却業務運転管理委託料2,680万円についてですが、次の点について伺います。

一つ目は、祝祭日の収集運搬業務を増やしたのは5月から10月に限ったのはなぜですか。

二つ目は、収集運搬業務委託料が平成24年度予算より約30万円少なくなっています。一方、焼却

業務運転委託料は30万円多くなっている理由を伺います。

93ページの4-2-4熱回収施設等建設事業費1億7,808万円についてですが、環境アセスを実施している過程で、市民から、特に付近住民から寄せられた声について、市の対応も含めて伺います。

108ページ、6-3-2種苗放流事業費補助金540万円についてです。この2年ぐらい、岩ガキについては身がやせている、水ガキという声が寄せられています。また、アワビについてもやせていると言われています。金浦総合支所青年たちがアワビの餌となる藻を増やす対策をしているとの報道もありました。市にそのような声が寄せられているか伺います。

112ページです。7-2-13観光コンシェルジュ育成事業委託料322万8,000円についてと観光施設人材育成事業委託料756万5,000円についてですが、昨年度もこの事業が行われております。現在の観光協会の正職員数や体制で目的とする事業ができると考えているものか伺います。

117ページ、7-3-2公園等トイレ保守管理委託料245万1,000円についてですが、委託方法について、受託者がトイレ施設の不具合を発見し、積極的に修繕等を進言できるような委託方法になっているのか伺います。

125ページ、8-5-1三つの市営住宅長寿命化計画書作成業務委託料についてですが、該当する住宅について、風呂、トイレ等について入居者から具体的な改善の声が寄せられていませんか。高齢者や障害を持つ人にやさしい長寿命化計画にする計画になっているのか伺います。

138ページ、10-2-1臨時雇用賃金5,414万8,000円についてですが、学校図書館の司書助手について資格を持った人がほしいが募集しても応募者がいないと言っておりますが、求める資格を持っている人が定着できる雇用条件にすることを検討されたのか伺います。

159ページ、10-4-11文化財保護管理費の臨時雇用賃金180万6,000円についてですが、うち148万1,000円が前川象潟2号線の道路計画部分に沿って施設の事前調査を行い、報告書や調査図面作成委託と説明されています。この調査には専門家も入っている計画になっているのですか、伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育次長。

●教育次長（武藤一男君） 39ページの20款5項雑入の芝生管理委託金300万円についてですが、この平成25年度屋外運動施設の管理委託料について計上された155万2,000円の施設ごとの状況です。仁賀保グリーンフィールドとTDK秋田総合スポーツセンター、グラウンド2面の芝生グラウンド通常維持管理費1,400万円、また、平成25年度には一部剥げている部分があるものですから新たに播種作業、それを100万円、それで1,500万円を計上しています。あと、仁賀保プールの清掃委託28万2,000円、仁賀保運動公園トイレ清掃委託24万2,000円が内訳でございます。

参考までに、平成24年度の予算1,001万6,000円の内訳ですけれども、仁賀保グリーンフィールド芝生維持管理委託800万円、仁賀保プール・仁賀保運動公園トイレ清掃委託44万7,000円、仁賀保プール及び釜ヶ台プールの監視委託102万円、象潟グラウンドなど屋外運動施設管理委託69万3,000円でございます。

今後、市が管理、活用するため、TDKから300万円補助を受けるもので、予算面で昨年と比較すると120万円が市の負担となる予定です。

そうすれば141ページ、10款2項7目、この中で図書司書の資格を持っている人が定着できる雇用条

件にすることを検討したかということですが、学校図書司書補助員の募集の際、平成23年3月1日付の広報からは図書司書の資格を持つ方が望ましいという形で募集を行っております。ただし、それは司書資格を持っていなければ応募できないというのではなく、雇用の募集をする中で図書館に関する資格を有する方に携わっていただきたいという思いから募集の条件に加えたものです。幅広い雇用という面から資格所持者に限定して定着させるといった雇用条件の変更等は検討しておりません。

それから、159ページの10款4項11目、この調査には専門家は入っているのかと、計画になっているかということですが、今回は前川象潟2号線の道路整備計画部分の埋蔵文化財の有無や範囲について調査を行うものです。十二林遺跡は集落跡としての遺跡であり、現在は石垣や基礎石等が土出していることから、道路計画部分等についての埋蔵文化財等の範囲を把握するための調査、十二林以外については埋蔵文化財の有無とその範囲確認の調査を行い、記録・保存するための報告書を作成する計画です。このため、予算で148万1,000円を計上しております。

専門家が入っているのかの質問ですが、調査に当たっては秋田県文化財保護室の埋蔵文化財担当の職員の指導をおおぎながら市の担当職員が実施していくこととなりますので、特別に専門家を雇用するものではございません。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 68ページ、3款1項1目8節福祉施設検討委員会報償費24万円です。福祉施設検討委員会では、市民や福祉団体等から意見・要望を出していただいて、これを集約して施設整備計画に反映し、基本設計につなげていきたいと考えております。とりわけ整備すべき必要な施設内容などのハード面のほかに、施設機能等に係るソフト面についてもあわせて検討していただきたいと考えております。

79ページです。3款3項1目生活保護就労支援員報酬74万5,000円です。生活保護就労支援員の基準ですが、特別な資格は必要ありませんが、被保護者の自立に向けて相談、助言及び指導を適切にできる方を採用したいと考えております。研修ですが、国等が行う生活保護就労支援員全国研修会に参加して、必要な知識や技能の習得に努めていただきます。就労人数の目標についてですが、現在、保護世帯数が134世帯の保護人員が203人です。このうち就労可能と思われる人は52人となっております。この52人の中から就労意欲のある約20人を支援対象者として選んで支援していきたいと考えております。事業の初年度でもありますので、どのぐらいの方が就労に結びつくか分かりませんが、一人でも多く就労につなげていきたいと思っております。

制度の内容ですが、支援対象者に対して就労意欲の喚起、就労相談や就労活動のアドバイス、求人情報の提供、ハローワークへの登録勧奨やハローワークへの同行、ハローワーク等関係機関との連絡調整などを行うものです。

88ページ、4款1項5目スマイル改修工事です。スマイルの建築物及び機械設備等の管理に関しては、8事業者と委託契約をして定期的に点検をしてもらって保守管理を行っております。また、スマイルの管理人も毎日施設点検を行っており、不具合を発見した場合は専門業者の意見を聞くなどして、必要最小限度の維持補修にとどめているのが実情であります。

92ページ、4款2項2目13節各種ごみ収集運搬委託料とごみ焼却業務運転管理委託料でございます。

1点目の祝日の収集運搬を5月から10月に限ったのはなぜかということですが、特に生ごみによる悪臭等が発生する5月から10月までの6ヵ月間は、特に衛生面を考慮して、祝日も含め市内全域において週2回の収集運搬業務を行うということにしたものであります。平成25年度は年間の総収集日数は、象潟地域が100日、仁賀保・金浦地域が101日となります。

次に、収集運搬業務委託料及び焼却運転委託料の増減についてであります。平成25年度の各種収集運搬業務委託料1億1,200万円の内訳は、不燃・可燃ごみ等の収集運搬業務委託のほか、ペットボトルやビン類等の資源ごみ収集運搬業務委託、収集した缶類の分別等リサイクル業務委託となっております。それぞれの前年度実績、これは請負差額によりますが、それらを考慮した結果、29万8,000円の減額となったものであります。

また、ごみ焼却業務運転管理委託料は、祝日の収集運搬業務にあわせ、受け入れ業務に係る経費を加味した結果、前年度比較で30万円の増額予算となったものであります。

93ページ、4款2項4目熱回収等建設事業費でございます。環境アセスの現地調査は平成24年6月から開始し、本年5月までの1年間の調査を実施中です。実施に当たっては、近隣集落である前川自治会の役員の方々に説明をして調査を開始しております。また、通年調査のほか、季節ごとの観測等の実施につきましては、その都度、前川自治会長へお知らせしながら実施しております。環境アセスの実施過程での市民、あるいは近隣住民からの意見等については、現在のところ何もありません。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それでは、108ページの質問にお答えいたします。アワビの餌となる藻を増やす対策について、市にそのような声が寄せられていますかであります。

にかほ市の主力漁獲種の一つであります岩ガキについて、身がやせているとか水ガキとか、アワビがやせているという情報につきましては、市にも漁業協同組合を通じて寄せられております。原因につきましては解明できておりませんが、水揚げの減少につながり、漁業者だけでなく関係者一同、憂慮しているところであります。

御質問にあります金浦総合支所青年部とは、南部総括支所金浦天草組合のことと思います。今年の1月23日付の秋田魁新聞に第51回平成24年度秋田県青年女性漁業交流大会において、金浦町天草組合が取り組んでおりますアワビ漁場の造成についての活動発表が掲載されました。その内容は、金浦漁港周辺に造成したアワビ漁場へ漁港内で種苗したワカメを布設し、アワビの育成の向上を図る取り組みを紹介したものであります。平成24年7月にアワビの育成状況を確認したところ、採取した103個体のうち出荷サイズの10センチメートルに達しているアワビは少ないものの、9センチメートル前後のサイズが多く、来年度の収穫に期待が持てるとの報告がありました。今回の発表から、やせアワビと判断されたのが1個体と非常に少なく、ワカメ施設の養殖によって餌の環境が十分保たれており、アワビ種苗放流事業でのワカメ施設への養殖による藻場づくりは効果があるものと考えております。

次に、112ページ、現在の観光協会の正職員数や体制で目的とする事業ができるかとの御質問であ

ります。にかほ市観光協会の正職員数は、現在1名です。来年度以降の事務局体制につきましては、正職員1名、緊急雇用でない臨時職員2名程度で業務を行うことを確認しております。

観光コンシェルジュ育成事業につきましては、昨年9月からの継続事業で8月まで、また、観光施設人材育成事業につきましては、この3月から来年の2月末までの期間となっております。本年度に引き続き観光業務を担当することになります。

観光協会では、第三種旅行業登録を行い、地元旅館等への誘客促進を図ることしております。

これらの業務を含め観光協会と市の観光課が連携し、目的の事業は展開できるものと考えております。

次に、117ページ、トイレの委託業務についてであります。公衆トイレの清掃維持管理委託では、トイレの見回り及び清掃業務となっております。トイレの汚れも含め、施設整備の破損等異常については報告を受けております。積極的に修繕等を進言できるようにとのことですが、今後は業務内容をより明確にし、施設等に不具合が生じた場合は迅速に対応できるよう体制づくりに努めたいと考えております。

125ページ、市営住宅長寿命化計画策定業務についてであります。風呂、トイレ等について入居者から具体的な改善の声は寄せられていますかということでもありますけれども、現在のところ具体的な改善の声は寄せられておりません。

高齢者や障害を持つ人にやさしい長寿命化計画になっていますかについてですけれども、今回の長寿命化計画では躯体——建物本体のことを躯体と言いますが——躯体の安全性確保が主なもので、外壁や屋根等の修繕を予定しております。高齢者や障害を持つ人にやさしい居住性向上や福祉対応につきましては、構造的な問題や現在入居されている状況での改修は困難なため、計画しておりません。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 1点目は、いずれ120万円が市の負担ということですが、300万円の委託ではできないということでこの市が負担するという、いわゆるTDKと協議をしてこういう委託を受けますよという話になったと思うんですが、その際の委託費のあり方について協議がされたのですか。その結果、300万円で分かったという形になったのか、その点について伺います。

それから、2点目の福祉施設の検討委員会の報償費の関係ですが、後期計画には、あるいは福祉計画にもありますけれども、そういう内容と機能等についてこの検討委員会にかけると、そういう理解でいいんですか。もっと具体的に検討委員会の皆さんから幅広く意見を募るといような形なのですか。

それから、生活保護就労支援員の報酬の関係については、具体的な内容を承りましたけれども、例えば目標を20人という話でしたけれども、何人就労させなければというようなそういうものまではいかないのですね。その点について伺います。

それから、ごみ収集の関係については、祝祭日にも収集するわけですから、増えたのにもかかわらず約30万円が少なくなったと。片一方はさっきの説明ですと、焼却業務運転には祝祭日のいわゆる運転が増えたと、したがって多くなったということですが、この点については矛盾がないのです

か。いわゆる委託業者に少なくなったということについて理解をしてもらってこういう内容でということになったんですか。

それから、公園の関係についてじゃなくて協会の関係、観光コンシェルジュ育成事業、それから観光施設の人材育成事業、これは非常に重要というふうにして理解できますが、観光協会と観光課と連携をしていけばできるという話でしたけれども、この何ていうか観光協会だけでは今の一人と二人体制でというので、研修とか、あるいは指導とか、そういうことが十分にできるためには市の関与ということが、かなりやはり重要になってくる、その辺についてこういう形に、今までと違ってこういう形に進めたというような検討されたものがあるのですか。

141ページの関係の学校図書について、今まで教育長が望ましいというもので言ってきた内容と、今の教育次長の内容は少しずれがあるというふうにして説明で受けました。したがって、やはり学校図書司書を積極的に受け入れていくために、それは子供たちにいい学校図書館をつくるということになると思いますので、その点について待遇とかそういうもの、雇用条件とかということはやはり必要になってくるだろうと。司書資格を持っていても臨時であってそういうものがなかなか来られないというような状況もあるやに聞いていますので、その点についてもっと積極的に雇用する条件を増やすということは考えられなかったのですか。

●議長（佐藤文昭君） 教育次長。

●教育次長（武藤一男君） TDKのほうの300万円の件ですけれども、TDK側と協議しております。その上で、まずいろいろサッカーとか市内のサッカーとかいろいろこっちはあるものですから、こちらのほうでやって進めていきたいということで、そしてお話し合いの上で300万円という形になっています。

いずれまず今、歳出にも出るものですから、歳出に市の持ち出しがあるものですから、その辺のところはまず再度、TDK側と相談していきたいなと思っています。

それから、図書司書の件ですけれども、まずは望ましいという形で募集しております。当然、採用についてはそういうことがあることによって当然プラス志向になろうかと思えます。まずいずれ待遇面については、前にお話したとおり、県立図書館、あとそれから他の市町村、そういうものを考えても、まず例えばサポートの中でも教員免許を持っている方、それから保育士の資格を持っている方もいますので、それと同等の考え方で前もお話したとおり考えていないということです。

●議長（佐藤文昭君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 福祉施設の検討委員会のほうですけれども、当然地域福祉計画にもその概要は載っているわけですが、今回の想定しているのは、老人クラブだけでなく各種福祉団体が利用しやすい、あるいは利用したいという活動の拠点施設としての機能を持たせたいということでございます。

それから、生活保護就労支援員についての20人という数字でございますけれども、あくまでもこれはその人方を対象とするものであって、何人これを就労に結びつけなければならないというような、そういう義務的なものはございません。

それから、各種収集運搬業務委託については、先ほど答弁したとおりなんですが、その内訳につ

いては生活環境課長のほうからお答えいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、生活環境課長。

●生活環境課長（小松幸一君） それでは、各種ごみ収集運搬業務の内訳でございます。

予算につきましては、ごみ収集運搬の委託料につきましては、予算では8,360万円を予算計上しております。それから、資源ごみの収集運搬業務委託料につきましては2,310万円、それから、缶のリサイクル業務委託料につきましては530万円ということで、合計で1億1,200万円となっております。平成25年度でございますけれども、5月から10月まで月曜日の祝日でございますが、それが五日あります。それから、金曜日が一日ということで六日になります。そこらを加味しまして委託業者とも協議した結果、それとあとこちらのほうでそれを加味して算出した結果、合計では前年度予算から見ますと約30万円の減額になったものでございます。

それから、ごみの焼却業務運転管理委託料でございます。こちらのほうは昨年と比較して30万円ほど多くなっております。これにつきましては、補正予算にもありますとおり入札差額等で25万円減額しております。それに今回、平成25年度の受け入れ業務等を六日分でございますけれども、こちらのほうの予算が約40万円ほどプラスになります。そういうことも加味しまして、合計では30万円ほどの増となっております。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、観光課長。

●観光課長（佐藤均君） 先ほどの御質問でございます。

観光協会と観光課の連携ということで重要であるというお話がありましたとおり、今までも連携してはおりますが、より一層の連携を図るということで打ち合わせをしております。観光協会は民になりますし、観光課は公になります。全国どこの地域でも今、官民一体となった協働した観光振興を図るようにして地域の活性化に向けて動いております。我がほうでも先日の一般質問の答弁にもありましたけれども、より一層地域を巻き込んだ形でいくためには、観光については観光協会、観光課というような線引きでなくてですね、一緒に形でもってやっというところで今確認しております。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） ちょっと理解できないのは、ごみ運搬業務委託料、収集運搬業務委託料は六日増えて金額が少なくなったと。片一方は、六日増えて委託料が増えたと。これちょっと分からないんですけど、これ簡単にひとつ分かるようにしてください。

それからもう一つは、観光の関係で、例えば去年も同じようにコンシェルジュと、それから人材育成というふうにして、そうすると今年度も観光協会に委託するわけですから、同じ人を採用するということになるのですか、あるいは全く別の人を採用するようになるのですか、その2点について伺います。

●議長（佐藤文昭君） 生活環境課長。

●生活環境課長（小松幸一君） ごみ収集運搬委託料でございますけれども、六日ということで約110万円増えることとなります。ただ、燃えるごみのみの収集ということでございまして、昨年の入札等におきましては8,190万円でございます。それを加味しまして今回の予算では8,360万円とい

う予算計上しているものでございます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 観光課長。

●観光課長（佐藤均君） ただいまの雇用の関係について御説明を申し上げます。

緊急雇用事業になるものですから、同一の方が1年以内の雇用になります。先ほど部長が説明した8月から雇用しておるスタッフにつきましては、年度を越えて、また7月までの予定になっております。3月に雇用が始まった方も来年の2月までの1年間を雇用する予定で準備はしておりますが、半年間既に雇用されておまして、本年度末で退任になる方もおりますので、その分については人が入れ替わる部分も1名、2名おります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 昼食のため、1時まで休憩といたします。

午前 11 時 56 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番竹内賢議員から発言を求められております。これを許可します。14番竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 議案第38号平成25年度にかほ市一般会計予算についての中で、私の質問事項の中で誤りがありましたので、訂正を議長の配慮でお願いしたいと思います。

141ページ、10-2-7臨時雇用賃金700万1,000円についてということで質問を行いましたが、正しくは「138ページ、10-2-1臨時雇用賃金5,414万8,000円」が正しいものでしたので、どうぞよろしく訂正をお願いしたいと思います。（該当箇所訂正済み）

●議長（佐藤文昭君） 次に、5番鈴木敏男議員。

●5番（鈴木敏男君） 私のほうからは、議案第38号について3点ほど質問させていただきます。

一つは、39ページの20-5-6-1の雑入でございます。滞納繰越分として公民館食堂光熱水費代ということで1,000円が計上されております。まず残高がどのぐらいあるか分かりませんからあれですが、こういうその1,000円というふうなこういう金額だとしますと、回収できないだろうというような、こういうような解釈もできるわけですが、現在、残高は幾らぐらいあるのか。また、相手とはどういうふうな協議を行っているのか、あわせて今後の回収策をお尋ねいたします。

次に、130ページの9-1-5-1の災害対策費、これは防災会議委員の報酬ということになっているようです。これは平成24年度を上回る予算計上であります。平成25年度はどのような目的で、どういうふうな内容で進めていかれるのかお尋ねいたします。

もう一つでございますが、132ページの9-1-5-19であります。これは集会施設の耐震改修補助金ということで、平成24年度、予算が930万円でございますけれども、平成25年度は1,530万円というふうな計上されております。説明では、確か30集落の50万円ほどの見込みというふうな話があったというふうな記憶してございますが、これに対しての件数、あるいはどのぐらいの予算で自治会からこの上がっているのか、その辺の見込みといたしまししょうか、実態といたしまししょうか、その辺をお

伺いたいと思います。

あわせて、こういうふうには平成24年度から見ますと、かなり増額されている予算でございますので、当然考えておられるとは思いますが、今後、自治会にどういうふうな形で説明をされていくのか、あわせて伺いをしたいと思います。

また、平成24年度の計画との違いなどありましたら説明をお願いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育次長。

●教育次長（武藤一男君） 公民館食堂の光熱費の残高、それから相手との協議、今後の改修方策ですけれども、仁賀保公民館食堂の光熱費代の滞納繰越で、以前食堂営業をしていた方が滞納したもので、現在の残高は30万9,065円となっております。滞納の協議については、本人から納付計画書を提出していただき、それに基づいて徴収する予定でしたが、震災などの影響による収入減や食堂休止後に職がなく、なかなか計画的に納付されていないのが現状です。その中でも今年度に入って約5万3,000円納めていただいています。最近、パートの職に就いたとも聞いておりますので、給料日前などに訪問や電話連絡の上、納入していただき、滞納整理に努めてまいりたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは、防災会議の委員報酬の関係でございますが、防災会議の委員報酬につきましては毎年度、会議を開催する見込みで計上しておりますが、平成23年度及び平成24年度においては開催されておられません。ただ、平成25年度におきましては、秋田県の地震被害想定調査結果が出され、秋田県地域防災計画の改定作業が本格化されます。これを受けまして、にかほ市の地域防災計画を改定していくわけでございますが、計画を策定して決定する組織としてにかほ市防災会議があるわけでございます。平成25年度は防災会議を2回開催していく予定でございますので、その分予算計上しているところでございます。したがって、前年度を上回る予算計上となったものでございます。

それから、集会施設耐震改修補助金の関係でございますが、自治会からの申し込み件数でございますが、平成24年度より先ほども答弁いたしました、耐震改修工事補助の上限を100万円から300万円に引き上げております。それによりまして自治会長からの相談や問い合わせが増えてございます。現在は耐震補強設計を実施済みの10自治会のうち5自治会が耐震工事へ取り組みたいとの意向を示しております。しかし、自治会の積立金や会費に影響することもございますので、現時点では平成25年度中に耐震工事を実施するかは不透明な部分もあることも事実でございます。耐震工事の予算、工事費用につきましては、それぞれの自治会、あるいは会館によって建築年数、規模、また、診断結果が違っておまして、場合によっては耐震補強とリフォームを兼ねてやる場合もあるようですので、その辺のところ、予算額というのはまちまちのようでございますので、ここで申し上げる把握はしてございません。

また、自治会への説明でございますが、平成24年度は4月に補助対象となる自治会長へ耐震補強設計、あるいは耐震改修工事の補助制度のお知らせを文書で周知して、6月に耐震補強設計、耐震改修工事補助の募集開始についてということで、また各自治会に送付しております。また、実施を検討する場合は個別に相談に応じているところでございます。平成25年度も自治会長へ文書により周知

して、個別に相談などを行って対応したいと考えております。

なお、補助金の中には国庫補助金も含まれておりますので、国庫補助金交付決定後に事業着手となりますことから、6月ころの募集開始と考えております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 鈴木敏男議員。

●5番（鈴木敏男君） 1点だけお聞きしますが、この集会施設の耐震改修補助金に当たりまして、逆に自治会のほうからこういうことをやってほしいとか、何かそういうふうな要望等はないものでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 今御答弁いたしました形で5自治会が耐震工事へ取り組みたいとの意向を示してございますので、基本的には耐震改修にかかわる部分は300万円の補助上限ということでございますので、先ほど申しましたそのリフォーム等も兼ねてやりたいという自治会もございますので、市の窓口としては二つになるわけでございますが、その辺のところは調整をとりながら、それぞれの補助事業になるわけでございますが、その辺は連携をしながら要望に応じていきたいなということと考えております。

●議長（佐藤文昭君） 次に、1番村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 11ページの歳入市税の関係ですが、固定資産税のほうは市税と違って個人・法人は分かれておりませんので、個人、それから法人等、あるいは固定資産税の減免を受けている状況等について一つ目お尋ねします。

それから、51ページに広報費の広報デジタルデータベースの作成業務の委託とありますが、委託先がどこかということと、現在までの進行状況とえばいいですか、広報は毎回ずっと発行し続けるので、このデータベース作成というのがずっと続くのかどうか、あるいは一定年数まとまったら一斉に作業をするのか、そういうことを含めて質問します。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 固定資産税の初めに当初予算につきまして、平成24年度途中までの移動分を反映している新年度予算になります。それ以降につきましては、11月以降につきましては、過去の実績をもとに見込み計上しておりますことをお断りした上で御質問にお答えいたします。

最初に、固定資産税の個人と法人の内訳についてでございます。固定資産税につきましては土地、家屋、償却資産とあるわけでございますが、初め土地分につきましては個人が8,834人、税額にして2億4,698万円、法人266社、税額にして8,514万円。次に家屋分でございます。個人9,292人、税額にして3億9,855万円、法人311社、税額にして2億1,316万円。次に償却資産、個人分で31人、税額で182万円、法人233社、税額にして3億5,016万円でございます。全体では個人分としては延べ1万8,157人、税額で6億4,735万円、法人分としましては、延べ810社、税額にして6億4,846万円というような内訳になっております。

次に、二つ目の固定資産税の減免を受けている世帯、個人、法人等についてでございますが、御承知のように固定資産税は、その資産の所有者に課税しておりますので、世帯という捉え方はしてございませんので、これも個人と法人という内訳でお答えいたします。

当初予算見積りの際の減免額の見込みについては、例年の減免額等を参考に行っておりまして、平成25年度予算では固定資産税全体の減免額を1,998万円と見込んでおります。その内訳でございますが、個人分は生活保護による減免等でございます。土産分については40人の減免額が33万円、家屋分については40人の減免額76万円、合わせて延べ80人、減免額で109万円を見込んでおります。

また、法人分につきましては、観光施設設置条例や工業振興条例などによる減免でございます。土地分につきましては8社、減免額が218万円、家屋分につきましては13社、減免額が1,296万円、償却資産分につきましては13社の減免額が375万円、合わせて延べ34社の1,889万円を見込んでおります。

次に、広報デジタルデータベース作成委託料の関係でございますが、この目的、内容といたしましては、現在デジタルデータ化されています旧仁賀保町、旧象潟町、旧金浦町で発行しました広報のデータベースを作成いたします。データは旧町別、あるいは発行月日別、記事の見出し別に検索ができるようになりますし、また、記事に使用された写真につきましても現在行われております写真データベースと合致させる予定でございます。そして、写真・フィルムの現物をすぐに取り出せるように保管書庫の整理も同時に行います。

委託先でございますが、現在行っている写真フィルムのデジタルデータ化及び検索用データベース作成事業と同様に、デジタル情報処理専門業者となります。委託に当たっては、これまでと同様に現在委託しております秋田市の株式会社みどり光学社が適当ではないかということで考えてございます。

また、今後についてでございますが、広報広聴班で保有しているこれまでの写真などのデータ化及び索引データベース化は、大方平成24年度で終了予定でございます。平成25年度で行います今回予算計上しております広報のデータベース化につきましては、平成25年度で終了する予定でございます。

また、これから発生します新しいデータにつきましては、今後は担当が適宜更新していくということと考えてございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第38号の質疑を終わります。

次に、議案第39号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第39号についての質疑を終わります。

次に、議案第40号平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算についての質疑を行います。

通告がありましたので発言を許します。14番竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 218ページであります。1-1-1一般管理費の各種設備保守管理委託料1,572万6,000円についてであります。説明では平成20年度に導入した電子カルテシステム更新とのことですが、まだ5年しかならないですけれども更新しなければならない理由について伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 電子カルテシステムの更新ですが、システム的な観点からの理由

として、ハードウェアやソフトウェアの減価償却期間は5年であります。保守もおおむね5年が上限となっております。サーバー機器の稼働が5年も経過すると、ハードディスクを対応するファイルサーバーが回転部品の経時劣化により故障確率が高くなります。また、システムコンピューターの老朽化が進み、予備パーツの手配や常備が難しくなり、万一の場合に対応がとれず莫大な被害を受けることとなります。

また、医療改定も2年に一度行われ、要領、性能不足解消のためにも、上位機種へのアップグレードが必要となってきます。現在の業務や新たに計画している業務を、よりスムーズに効率的に運用するため、現在のシステム状態や仕様、要件について再度見直して、システムを最新かつ最適な環境で利用するために更新するものであります。

【14番（竹内賢君）「はい、分かりました。」と呼ぶ】

●議長（佐藤文昭君） これで議案第40号の質疑を終わります。

次に、議案第41号平成25年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算についてから議案第43号平成25年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算についてまで、3件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第41号から議案第43号までの質疑を終わります。

次に、議案第44号平成25年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算についての質疑を行います。通告がありましたので発言を許します。14番竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 議案第44号平成25年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

283ページ、歳入の2-1-1使用料8,575万円についてですが、平成23年度の水洗化状況では、上浜中央水洗化率が63.11%と低い状況ですが、対応策を検討されているのか伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 対応策を検討されていますかでありますけれども、上浜中央地区の水洗化率は、今年2月末現在で64.17%と、上がっていないような状況にあります。そこで、小砂川自治会の会長にも相談したところ、近年空き家が増えていることや高齢化の進行、多額の費用がかかることから、なかなか水洗化に踏み切れないとのお話がありました。このような状況から水洗化率の向上は難しい状況にありますが、各自治会長と連携を図りながら下水道へ接続するよう啓発に努めたいと考えております。以上です。

【14番（竹内賢君）「はい、分かりました。」と呼ぶ】

●議長（佐藤文昭君） これで議案第44号の質疑を終わります。

次に、議案第45号平成25年度にかほ市ガス事業会計予算についての質疑を行います。

通告がありましたので発言を許します。14番竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） この質問については、会派代表の質問の中で詳しく回答がありましたし、この点については省きたいと思えます。

●議長（佐藤文昭君） これでは議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第46号平成25年度にかほ市水道事業会計予算についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

次に、議案第47号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）の質疑を行います。

通告がありましたので発言を許します。14番竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 議案第47号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の報告及びその承認についてですが、7ページです。8-2-5除雪費2,500万円の増額補正についてです。説明では1月末現在で除雪機械の稼働が2,188時間多くなったことが増額補正の理由と説明されました。一方、排雪作業は降雪と天候回復が繰り返したことで、ほとんどなかったということのようです。委託している業者のパトロールの実施や除雪稼働と除雪後の点検を、どのように把握しているのか伺います。また、除雪に当たって自治会や町内会との連携について、どのような方針であったのか伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 最初に、業者のパトロールの実施や除雪稼働と、それから除雪後の点検をどのように把握しているかの御質問にお答えします。

パトロールの実施と除雪稼働の確認は、1ヵ月ごとに提出されますパトロール日誌及び稼働報告書により確認しております。

また、除雪の点検につきましては、担当課職員の道路パトロール等で確認するほか、市民の方々からの情報により、不足があれば手直し等をして対応しております。

次に、除雪に当たって自治会や町内会との連携についての方針でありますけれども、自治会や町内会との連携につきましては、広報やチラシ等で周知しているほか、地区内の除雪の不備や排雪依頼等は自治会長が取りまとめて依頼していただくようお願いしております。

また、除雪要請があった場合は、職員が現場に出向き、状況を確認した上でその対応に当たっているような状況であります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●14番（竹内賢君） 1ヵ月ごとのパトロール日誌で確認ということですが、例えば実際に見て必要であるときに来ないで、まるっきり雪がこのぐらいしかないときに、1センチメートルか2センチメートルのときに、ずっと1回回って終わりというような状態が見受けられるわけですよ。したがって、職員がやはり、職員というか確認をする、そういうことを例えば町内会とか自治会に——何というか依頼するというか、そういうことは考えられなかったのですか。必要でないときに来ているんですよ、実際は。そういうものがあってですね、2,188時間、そして2,500万円の増額補正につながったのではありませんか。そういうことがあるということですね。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 除雪路線、各業者のほうに委託してまして、例えばそのピンポイント

ントで除雪機械がポンと飛んで歩いて除雪できれば可能なんですけれども、ただ今回の場合、いずれ今回に限らず路線というのはつながっていますので、1カ所に飛んでいくこともできません。したがって、やはりその巡回しながら寄せるというようなやり方をしている関係で、局部的に当然寄せることになるのかもしれませんが、当然除雪機械が動いてその場所に行って除雪するということですので、たまに例えば今、竹内議員がおっしゃるとおり、家の前になくても、その路線のどっかにそういう吹き溜まり等が発生した場合は、どうしてもその路線を歩いていかなきゃいけないということも考えられますので、ただ無意味やたらにその動いているとか、そういう考え方を我々は持っていませんし、パトロールを強化して、もしそういうことがあれば大変なことなので、そういうパトロールについては十分これからもやっていきたいなと思っています。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案第48号にかほ市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第48号の質疑を終わります。

日程第46、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第30号、議案第38号及び議案第47号の審査のため、議長を除く18人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長議員から司会をお願いします。1番村上次郎議員。

しばらく休憩いたします。

午後1時28分 休憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（17名）

1 番	村 上 次 郎	2 番	竹 内 睦 夫
3 番	佐々木 弘 志	4 番	伊 東 温 子
5 番	鈴 木 敏 男	6 番	宮 崎 信 一
8 番	佐々木 正 明	9 番	小 川 正 文
10 番	市 川 雄 次	11 番	菊 地 衛
12 番	池 田 甚 一	13 番	奥 山 収 三
14 番	竹 内 賢	15 番	加 藤 照 美
16 番	伊 藤 知	17 番	佐 藤 元
18 番	齋 藤 修 市		

.....

欠席委員（1名）

7 番 飯 尾 明 芳

.....

議会事務局職員

議会事務局長	金 子 勇一郎	班長兼副主幹	佐 藤 正 之
副 主 幹	佐々木 孝 人		

.....

説 明 員

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	森 鉄 也
市民福祉部長	細 矢 宗 良	産 業 建 設 部 長	佐 藤 正
教 育 次 長	武 藤 一 男	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	柳 橋 稔	会 計 管 理 者	須 藤 金 悦
総務部総務課長	齋 藤 隆	防 災 課 長	須 田 一 治
生活環境課長	小 松 幸 一	子 育 て 長 寿 支 援 課 長	齋 藤 美 枝 子

福祉課長	佐藤次博	農林水産課長	伊東秀一
商工課長	佐々木敏春	観光課長	佐藤均
産業建設部管理課長	竹内規悦	建設課長	佐藤信夫
教育委員会総務課長	齊藤義行	学校教育課長	高野浩
社会教育課長	齋藤栄八	スポーツ振興課長	浅利均
文化財保護課長	金道博		

.....

午後1時29分 開 会

●年長委員（村上次郎君） にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することいたします。

ただいま出席している委員は17人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に16番伊藤知委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、7番飯尾明芳委員を推薦します。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（村上次郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には16番伊藤知委員、副委員長には7番飯尾明芳委員が決定しました。

16番伊藤知委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

なお、7番飯尾明芳委員は議場におりませんので、会議終了後に告知します。

以上をもちまして私の職務を終了します。

暫時休憩します。

午後1時31分 休 憩

午後1時31分 再 開

【一般会計予算特別委員長（伊藤知君）が議事をとる】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長に指名された伊藤です。

一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第30号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について、議案第38号平成25年度にかほ市一般会計予算について及び議案第47号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）をそれぞれの一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 異議なしと認めます。したがって、このように決定いたしました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午後1時32分 散 会

.....

午後1時32分 再開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第47、議案及び陳情の付託を議題とします。ただいま議題となっています議案第5号から議案第48号までの44件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会に付託します。

次に、陳情第1号及び陳情第2号は、お手元に配付した陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第48、議提第1号にかほ市議会政務活動費の交付に関する条例制定についてを議題とします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、本会議において決することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

なお、本案は申し合わせにより、質疑・討論を省略し、最終日の本会議において議事日程の日程第1として最初に決することにします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後1時34分 散会
